

サービス及び利用料

※令和3年4月1日現在

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等、日常生活の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等上については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。但し、入居後30日に限り初期加算として1日=64円(30日:自己負担分)がかかります。	
保険対象外サービス	保険対象外サービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して、事前に連絡されます。	
入居時敷金	100,000円	
家賃	1,500円/日	45,000円/月
食費	1,400円/日	42,000円/月
水道光熱費	400円/日	1,200円/月
管理費	200円/日	6,000円/月

※おむつや理美容代、レクリエーション行事(参加されるか否かは任意です)等、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについて実費で徴収いたします。

※入居時敷金に関しては、退居時修理費・ハウスクリーニング費を差し引いた金額を返還致します。

* 介護保険による【基本料金(自己負担2割)】

介護保険による利用料金は要介護度に応じて算出します。

(※下記の料金は、30日換算にて算出 = 堺市10.45円 基準)

		30日当たりの自己負担額
要介護1		47,151円
要介護2		49,345円
要介護3		50,850円
要介護4		51,853円
要介護5		52,919円
加算名		1日当たりの自己負担額
初期加算	64円/日	入居した日から起算して30日以内の期間と1ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合については、初期加算として1日につき所定単位数を加算する。
入院時費用	516円/日	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として所定単位数を加算する。
医療連携体制加算	124円/日	看護師による日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要になった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事で1日につき所定単位数を加算する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	46円/日	サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上の体制を整備している事で1日につき所定単位数を加算する。
口腔衛生管理体制加算	63円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価する体制を整備している事で1月につき所定単位数を加算する。
若年性認知症受入加算	252円/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行う整備しているとして1日につき所定の単位数を加算する。
退居時相談援助加算	836円(1回限り)	退所者の自宅や地域での生活等に関する退居時の相談援助を行った場合、1回に限り所定の単位数を加算する。
看取り介護加算		151円(死亡日以前31日以上45日以下)・302円(死亡日以前4日以上30日以下) 1,422円(死亡日の前日及び前々日を含めて2日を上限)・2,676円(死亡日)

※ 重度化対応や看取り介護を行った場合、死亡日を含めて45日を上限として1日につき所定の単位数を加算する

円/月(30日で計算)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
負担金	52,292円	54,487円	55,991円	56,995円	58,061円
処遇改善手算(Ⅰ)	5,804円	6,049円	6,216円	6,327円	6,446円
特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,622円	1,689円	1,735円	1,766円	1,800円

※介護職員処遇改善加算

介護職員職の待遇を改善する目的で国が定める要件を満たすことにより所定の単位数を加算する。